

久喜市教育委員会令和3年12月定例会

開催月日 令和3年12月22日（水曜日）
開催場所 鷲宮総合支所4階 407・408会議室
開会時刻 午後1時30分
閉会時刻 午後3時06分

久喜市教育委員会令和3年12月定例会議事日程

- 第 1 署名委員の指名
書記の指名
会議時間の決定
- 第 2 前回会議録の承認
- 第 3 教育長報告
 - ア 久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について
 - イ 久喜市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則について
- 第 4 議事
 - 議案第55号 久喜市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則について
 - 議案第56号 久喜市就学援助規則の一部を改正する規則について
 - 議案第57号 久喜市教育委員会事務局職員の人事について
 - 議案第58号 久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について
 - 議案第59号 久喜市立小・中学校学校運営協議会委員の委嘱について

〔追加項目〕

 - 議案第60号 職務権限の特例に関する意見聴取について
 - 議案第61号 令和4年度久喜市一般会計予算（案）に係る意見聴取について
- 第 5 協議事項
 - ア 第2期久喜市教育振興基本計画実施計画（素案）について
- 第 6 その他
次回定例会について

配布資料 議案書、議案参考資料、追加議案書、追加議案参考資料、教育長報告、協議事項
会議の公開・非公開 一部非公開（審議・検討等情報、人事案件のため）

教育長及び出席委員 4名

教育長 柿 沼 光 夫
委員 山 中 大 吾

教育長職務代理者 諸 橋 美津子
委員 小野田 真 弓

欠席委員 なし

事務局

教育部副部長	吉 澤 勉
参事兼教育総務課長	榑 原 俊 彦
参事兼指導課長	川羽田 恵 美
参事兼中央公民館長	須 田 諭
学務課長	関 口 智 彰
学校給食課長	折 原 誠
生涯学習課長	坂 東 勝 則
文化財保護課長	堀 内 謙 一
スポーツ振興課長	鈴 木 洋 寿

教育総務課

課長補佐兼係長	森 田 和 美
担当主査	関 口 慎 吾

説明のための招致者

総務部参事兼企画政策課長 関 根 義 寛

傍聴者 なし

午後 1時30分

◎開会の宣言

- 教育長（柿沼光夫） 皆様、こんにちは。早いもので、今年も残り少なくなりました。令和3年も新型コロナウイルスに翻弄され、その対応に終始する1年でありました。現在の感染状況は落ち着いているようでありますけども、オミクロン株という新たな変異ウイルスの感染の広がりが懸念されます。引き続き感染対策を十分取りながらの教育活動を実施したいと考えております。

昨年は短縮されました小・中学校の冬季休業日ですが、今年度は例年どおり12月24日が修了式、暦の関係で3学期の始業式は1月11日になります。

それでは、早速ではありますが、始めさせていただきます。

ただいまの出席者は、委員3名と私を含め4名であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の会議開催の規定にございます教育長及び在任委員の過半数の出席要件を満たしておりますので、これより久喜市教育委員会令和3年12月定例会を開会いたします。

なお、教育部長でございますが、他の公務により本会議を欠席せざるを得ないということで申出がありましたので、ここで報告をさせていただきます。

◎開議の宣告

- 教育長（柿沼光夫） これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

- 教育長（柿沼光夫） 本日の議事日程につきましては、当初議案5件、教育長報告2件、協議事項1件の審議、報告等を予定しておりましたが、議案2件の追加がありましたことから、本日の日程にこれを追加したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

それでは、議案第60号 職務権限の特例に関する意見聴取について及び議案第61号 令和4年度久喜市一般会計予算（案）に係る意見聴取についてを本日の日程に追加し、併せてご審議いただきたいと思います。

◎会議録署名委員の指名

- 教育長（柿沼光夫） 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、久喜市教育委員会会議規則第22条第2項の規定により、教育長において指名をさせていただきます。

本日は、諸橋委員と小野田委員をお願いいたします。

◎会議録作成者の指名

- 教育長（柿沼光夫） 会議録作成者は、教育総務課、関口担当主査をお願いします。

◎会議時間の決定

- 教育長（柿沼光夫） 会議時間につきましては、本日の日程が全て終了するまでといたし

たいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程が全て終了するまでといたします。

◎前回会議録の承認

○教育長（柿沼光夫） 日程第2、前回会議録の承認を求めます。

令和3年11月19日に開催いたしました令和3年11月定例会の会議録につきましては、あらかじめ委員の先生方のお手元に配付したとおりでございます。

お手元の会議録にご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、会議録につきましてはご承認をいただきました。

日程第3、教育長報告でございます。

報告事項につきましては、お手元の日程のア及びイの2件でございます。

次の教育長報告ア、議案第57号から議案第59号につきましては人事案件でありますことから、議案第60号、議案第61号、協議事項アにつきましては審議・検討等情報でありますことから、会議を公開しないこととさせていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、これより会議を非公開とさせていただきます。

〔これより非公開とする〕

○教育長（柿沼光夫） 暫時休憩いたします。

午後 1時32分 休 憩

午後 1時32分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎教育長報告 ア

○教育長（柿沼光夫） 初めに、ア、久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用についての報告でございます。

報告の内容につきましては、教育総務課長及び中央公民館長よりご説明いたします。
教育総務課長。

〔非公開案件につき省略〕

次の教育長報告イ、議案第55号及び議案第56号につきましては、公開案件でありますことから、一旦会議の非公開を解きます。

〔非公開を解く〕

○教育長（柿沼光夫） 暫時休憩いたします。

午後 1時35分 休 憩

午後 1時35分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎教育長報告 イ

○教育長（柿沼光夫） それでは、イ、久喜市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則についての報告でございます。

報告の内容につきましては、教育総務課長よりご説明いただきます。

教育総務課長。

○参事兼教育総務課長（榊原俊彦） それでは教育長報告イの久喜市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

教育長報告書2ページから11ページをお開きください。初めに、改正の概要についてご説明させていただきます。

国は国家公務員について、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために必要な措置として、不妊治療のための休暇の新設等を行うこととし、人事院規則及び人事院運用通知を改正し、令和4年1月1日から施行を予定しているところでございます。このことから、本市においても国家公務員に準じた対応を行うため、久喜市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等について、人事課にて一部改正を実施する予定でございます。

この改正の中に会計年度任用職員の休暇についても含まれておりますことから、教育長としてご報告させていただくものでございます。

それでは、主な改正の内容についてご説明させていただきます。教育長報告資料8ページを御覧ください。左欄の第23条が改正案の会計年度任用職員休暇に係る部分でございまして、第1項第3号につきましては不妊治療に係る通院等にあたり、一の年度において5日の範囲内で取得できる不妊治療のための休暇の新設でございます。

続きまして、同項第4号につきましては、今まで無給であった産前産後休暇を有給に変更するものでございます。

続きまして、同項第9号につきましては、配偶者が出産をする際に、3日の範囲内で取得できる出産補助休暇の新設でございます。

続きまして、同項第10号につきましては、配偶者の出産前後において、当該出産に係る子または小学校就学前の子の養育にあたり、5日の範囲内で取得できる男性育児参加休暇の新設でございます。

なお、新設される不妊治療のための休暇、出産補助休暇、男性育児参加休暇については全て有給の休暇となります。

報告は以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） ご質問なしとの声がありましたので、質問を打ち切ります。

以上で教育長報告を終了いたします。

日程第4、議事に入ります。

◎議案第55号

○教育長（柿沼光夫） 初めに、議案第55号を上程し、これを議題といたします。

議案書の1ページを御覧ください。議案第55号について提案理由の説明を求めます。
教育部副部長。

○教育部副部長（吉澤勉） 議案第55号 久喜市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則
についてにつきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

久喜市立幼稚園管理規則の一部を別紙の通り改正することについて議決を求めるもの
でございます。

議案の内容につきましては、学務課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 学務課長。

○学務課長（関口智彰） それでは、議案第55号 久喜市立幼稚園管理規則の一部を改正
する規則につきましてご説明申し上げます。

議案書の2ページをお開きください。併せまして、議案参考資料の1ページ目、新旧対
照表を御覧いただきたいと存じます。

今回の改正につきましては、魅力ある市立幼稚園を目指すための改革案の一つといた
しまして、幼稚園の休業日を減らし、市内小・中学校と同じ休業日数とする改正を行うも
のでございます。併せまして、本市の他の例規との統一性を図るなどの観点から、用語や
表記方法の整理を行うものでございまして、第7条の改正以外は全て文言等の整理でござ
います。

それでは、改正内容につきまして順次ご説明いたします。

まず、第1条でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定箇所の表
現を改正するなど、文言の整理を行うものでございます。

次に、第5条でございます。国が定める幼稚園教育要領におきまして、幼稚園の教育課
程や教育時間などの表現がありますことから、表現の整合性を図るため、本市の保育年限
の表現を教育年限に改正するものでございます。

次に、第6条でございます。第1学期から第3学期までの規定の表記につきまして、本
市の他の例規との表現の統一性を図るため、第1号、表記上は（1）というのをつける形
になりますが、第1号、第2号、第3号と表記を改めるものでございます。

次に、第7条でございます。幼稚園の休業日の規定でございますが、開園記念日の休業
をなくし、春季、夏季、学年末のそれぞれの休業日の日数を市立小・中学校と同じ日数の
休業日とし、併せて文言の整理を行うものでございます。

続きまして、新旧対照表のほうは2ページ目を御覧いただきたいと存じます。第9条及

び第10条でございます。こちらは、第5条と同じく保育の表現を教育に改正するものでございます。

次に、第11条でございます。こちらは第6条と同じく、第1号、第2号、第3号の表記に改正しまして、併せて文言の整理を行うものでございます。

次に、第17条でございます。これまで表の形式で表記していたものを第1号から第13号まで列記する表記に改正いたしまして、併せて文言の整理を行うものでございます。

続きまして、新旧対照表のほうの4ページを御覧いただきたいと存じます。出席停止命令報告書の様式につきまして、公印の必要性について見直しを行い、当該様式の公印については省略をするものでございます。

最後に、議案書4ページ、附則でございますが、本改正規則につきましては令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上が議案第55号 久喜市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則につきましての説明でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 議案第55号について質疑をお受けいたします。

小野田委員。

○委員（小野田真弓） 保育活動を教育活動に文言を変えたのは、これは小学校と同じにするということからですか。保育と教育って、かなり違うと思うのですが。

○教育長（柿沼光夫） 学務課長。

○学務課長（関口智彰） 保育と教育の文言の改正の理由ということで申し上げます。

こちらにつきましては、例規の審査をしているのが、久喜市ですと庶務課というところでございます。こちらに最初に提出したときには、第7条の日数の関係のみの改正で考えておったところでございます。しかし、庶務課と協議する中で、少し古い例規ということもあって表記も古いため、最近の表記に変更したり、あるいは国のほうの表記とずれているところがあるので、それを統一したりしたほうがよいのではないかと話になりました。そのままだでも例規としてはもちろん成立しますが、直す機会と一緒に、新しい表記の基準で見直して、直すべきところを直したほうがよいのではないかと協議をいただきました。私どものほうでも検討いたしまして、直すべきところを直すということを行ってございまして、直すべきところを直すというように今行ったところでございます。

その中で、今回保育という表現の部分なのですが、申し上げましたように国が定める幼稚園の教育要領というのがございまして、こちらを見ますと、いわゆる教育課程とか教育時間とか、保育という言葉を使わずに、全て教育という言葉に統一をしているという実態がございました。この点について、庶務課と協議したところ、内容としては、これは当然保育の内容を指すのだけれども、例規のほうが少し古い表現になっているので、直したほうがよいという指摘があり、今回改正をさせていただくものでございます。

内容の変更というふうには私どもは考えておりません。あくまでも表記をより適正なものに修正をしたというところでございます。

○教育長（柿沼光夫） 幼稚園は、学校教育法に定める学校の一つであります。保育所とか保育園は別の法律ですので、そういうことから文部科学省所管の教育機関なので、教育という表現が適切だということです。

ほかにございますか。

山中委員。

○委員（山中大吾） すみません、細かいことで申し訳ないのですが、開園記念日はなくなったという理解でよろしいわけですね。

○教育長（柿沼光夫） 学務課長。

○学務課長（関口智彰） おっしゃるとおり、幼稚園の開園記念日は今年まではお休みという形でしたが、現在小・中学校のほうは開校記念日も休みにしていませんので、そちらと合わせまして開園記念日も登園日とするという内容でございます。

○教育長（柿沼光夫） 開園記念日はあるけれども、休業日ではないということです。

山中委員。

○委員（山中大吾） 参考資料のほうなのですが、第6条の後の（1）、（2）というのは、呼び方は1号、2号でよろしいのでしょうか。（1）、（2）というのを、号で読んでいいのかどうかというのが分からないのですけれども、そういう呼び方でよろしいのか教えてください。

○教育長（柿沼光夫） 学務課長。

○学務課長（関口智彰） こちらは例規上の表記の仕方、読み方というところで、分かりにくい部分があって大変申し訳ないのですが、例規上で、（1）、（2）という表記をしますと、これが第1号、第2号というような扱いになります。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第55号 久喜市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第56号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第56号を上程し、これを議題といたします。

議案第56号について提案理由の説明を求めます。

教育部副部長。

○教育部副部長（吉澤勉） 議案第56号 久喜市就学援助規則の一部を改正する規則についてにつきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

久喜市就学援助規則の一部を別紙のとおり改正することについて議決を求めるもので

ございます。

議案の内容につきましては、学務課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 学務課長。

○学務課長（関口智彰） それでは、議案第 56 号 久喜市就学援助規則の一部を改正する規則につきましてご説明申し上げます。

議案書の 6 ページをお開きいただきたいと存じます。併せまして、議案参考資料の 5 ページ、新旧対照表を併せて御覧いただきたいと存じます。

今回の改正につきましては、経済的な理由により就学が困難な児童生徒に援助を行う就学援助の制度につきまして、久喜市で援助を行う項目の追加及び対象者要件の拡大を行うものでございます。

それでは、改正内容につきまして順次ご説明いたします。

まず、第 2 条でございます。第 2 条第 1 号に規定する生活保護法の法律番号の表記につきましては、同項ただし書の文中において既に記載しておりますことから、重複しておりますので、これを省略いたします。

併せまして、第 2 号のクに定める埼玉県社会福祉協議会を社会福祉協議会に改めるものでございます。

この改正によりまして、埼玉県以外の都道府県の社会福祉協議会において、生活福祉基金の貸付けを行っておりますが、その貸付けを受けているものにつきましても本市の就学援助の対象とできるものでございます。

続きまして、新旧対照表の 6 ページをお開きいただきたいと存じます。第 3 条でございます。就学援助の対象となる費目につきまして、これまでの第 1 号から第 7 号に加えまして、第 8 号としてオンライン学習通信費を追加するものでございます。コロナ禍の対応などにおきまして、1 人 1 台の学習用タブレットを活用し、家庭においてオンラインによる授業を受ける、そういった機会が増えておりますことから、その実施に必要な通信費につきまして就学援助の補助の対象とするものでございます。

次に、第 7 条でございます。第 3 条の改正により追加するオンライン学習通信費の支給方法を規定するため、所要の改正を行うものでございます。

最後に、議案書の 6 ページの附則でございますが、本改正規則につきましては公布の日から施行し、改正後の第 3 条第 1 項第 8 号の規定は令和 3 年 4 月 1 日まで遡って適用するものとしてございます。

また、附則の第 2 項及び第 3 項におきまして経過措置を定めるものでございます。

以上が議案第 56 号 久喜市就学援助規則の一部を改正する規則につきましての説明でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 議案第 56 号について質疑をお受けいたします。

諸橋委員。

○教育長職務代理人（諸橋美津子） オンライン学習通信費についてなのですが、こ

ちらの費用というのは、上限は設けられているのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 学務課長。

○学務課長（関口智彰） オンライン学習通信費の上限でございますが、こちらは就学援助の、いわゆる準要保護の方を対象としているのですが、既に要保護のほうで通信費の支給が国で定められておりまして、月額1,000円が上限という形になってございます。ですので、そちらと合わせております。

それから、細かい話にはなりますが、令和4年度につきましてはこちらが1,200円に上がるということを聞いておりますので、本市のほうもそれに合わせて1,200円を上限とするという予定でございます。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんに賛否のご意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第56号 久喜市就学援助規則の一部を改正する規則については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

次の議案第57号から議案第61号、協議事項アにつきましては、先ほどご了解いただきましたとおり非公開案件でありますことから、会議を非公開とさせていただきます。

〔これより非公開とする〕

○教育長（柿沼光夫） 暫時休憩いたします。

午後 1時55分 休 憩

午後 1時55分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎議案第57号

○教育長（柿沼光夫） それでは、議案第57号を上程し、これを議題といたします。

議案書の7ページを御覧ください。議案第57号について提案理由の説明を求めます。
教育部副部長。

〔非公開案件につき省略、全員の賛成により原案どおり可決〕

◎議案第58号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第58号を上程し、これを議題といたします。

議案書の8ページを御覧ください。議案第58号について提案理由の説明を求めます。
教育部副部長。

〔非公開案件につき省略、全員の賛成により原案どおり可決〕

◎議案第59号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第 59 号を上程し、これを議題といたします。
議案書の 10 ページを御覧ください。議案第 59 号について提案理由の説明を求めます。
教育部副部長。

〔非公開案件につき省略、全員の賛成により原案どおり可決〕

◎議案第 60 号

○教育長（柿沼光夫） それでは、議案第 60 号を上程し、これを議題といたします。
追加議案書の 1 ページを御覧ください。議案第 60 号について、提案理由の説明を求め
ます。
教育部副部長。

〔非公開案件につき省略、全員の賛成により原案どおり可決〕

◎議案第 61 号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第 61 号を上程し、これを議題といたします。
追加議案書の 7 ページを御覧ください。議案第 61 号について提案理由の説明を求めま
す。
教育部副部長。

〔非公開案件につき省略、全員の賛成により原案どおり可決〕

以上をもちまして、本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。

○教育長（柿沼光夫） 日程第 5、協議事項でございます。

◎協議事項 ア

○教育長（柿沼光夫） それでは、ア、第 2 期久喜市教育振興基本計画実施計画（素案）に
ついての協議内容につきまして、教育総務課長よりご説明いたします。
教育総務課長。

〔非公開案件につき省略〕

以上で協議事項を終了いたします。

これをもちまして、会議の非公開を解きます。

〔非公開を解く〕

○教育長（柿沼光夫） 暫時休憩いたします。

午後 3 時 05 分 休 憩

午後 3 時 05 分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎その他

○教育長（柿沼光夫） 日程第 6、その他の次回の定例会についてでございます。
開催日の案について、事務局よりご説明いたします。
教育総務課長。

○参事兼教育総務課長（榎原俊彦） 次回定例会につきましてご提案申し上げます。

今回は、令和4年1月24日月曜日、午後1時半から、会場は鷺宮総合支所4階、407・408会議室で開催することをご提案申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの提案につきまして、ご都合はいかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） それでは、次回の定例会は、1月24日月曜日、時間は午後1時30分から、会場は鷺宮総合支所4階、407・408会議室とさせていただきます。詳細は、追って事務局からお知らせいたします。

午後 3時06分

◎閉議、閉会

○教育長（柿沼光夫） これをもちまして久喜市教育委員会令和3年12月定例会を閉議、閉会といたします。ありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためここに署名する。

令和4年1月24日

教育長 柿 沼 光 夫

委 員 諸 橋 美津子

委 員 小野田 真 弓